

## 学校給食費の無償化を求める意見書

「義務教育は、これを無償とする」と定めた日本国憲法第26条第2項の規定を前提とし、授業料は教育基本法第5条第4項の規定、そして教科用図書については義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により無償とされている。

一方、「食材費」（いわゆる、学校給食費）については、学校給食法第11条及び同施行令により現在では一般的に保護者負担となっている。

しかし近年、自治体独自に学校給食費の無償化が進められているが、学校給食の運営にかかる施設・設備の維持管理費や人件費に加えて、食材費までも自治体が負担することは、将来にわたり財政運営を圧迫する恐れがある。

そして、近隣自治体間で保護者負担の格差が生じることは、地方自治に重大な影を落とすことが懸念される。

義務教育は、居住地に関係なく日本全国平等な教育環境を確保することが求められることから、財政支援や制度改正など国の関与が不可欠であり、昨今の自治体間格差を国の責任で解消すべきである。

そしてさらに、義務教育を受ける権利のミニマム保障として下記について要望する。

### 記

- 1 保護者負担の原則を定める学校給食法の規定の見直し等を含めた必要な措置を講ずること。
- 2 全ての地方公共団体で、学校給食において団体間の格差が生じることがないように、国の責任で学校給食費無償化が実施できるように保護者負担分への財政措置を講ずること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和5年3月6日

宮城県大崎市議会議長 関 武徳

内閣総理大臣	}	殿
財務大臣		
文部科学大臣		
衆議院議長		
参議院議長		
宮城県知事		